

生徒心得

健康な身体と豊かな知性を育成し、人格の完成を目指す本校の教育目標達成のために必要な生徒の基本的な生活のあり方を示すものである。

本校生徒として、誇りを持ち、たゆまぬ学習を通じて、個性豊かな、健やかな心身をもつ人格の形成に努めるとともに、清新で明朗かつ敬愛と活力にみなぎる校風創りのために、規律を重んじ、各自の責任を自覚して行動しよう。

1 基本的生活態度

- (1) 生徒と教師の心の交流をはかり、学習と良い生活習慣は一体であることを体験する。
- (2) 規律と責任を重んじ、自発的かつ積極的に健全な校風の樹立に最善を尽くす。
- (3) 礼儀・服装・時間厳守などの基本的な生活習慣を身につける。
 - ア 互いに敬愛の念を持って、明るく元気に挨拶を交わす。
 - イ 正しい言葉づかいをする。
 - ウ 清潔で端正な服装をし、高校生としての自覚を持つ。
 - エ 十分に余裕を持って登校し時間を厳守する。
 - オ 無遅刻・無欠席・無早退に努める。(出席皆勤を目指す)
- (4) 校内美化活動を通じ、公共物の愛護、良い環境づくりに励む。
- (5) 健康管理と安全に努める。

2 服装

[男子]

- | | |
|-----|--|
| 冬服 | 学校規定のものとする。
袖や上着の下からシャツやセーターを出さない。
上着の下は派手なものを着用しない。 |
| 夏服 | 学校規定の白無地半袖開襟シャツでマーク(校章)入りとする。
下に白無地(ワンポイントまで可)のインナーを着用すること。 |
| 合服 | カッターシャツ(白無地の長袖)、学校規定のズボンとする。(下に白無地〔ワンポイントまで可〕のインナーを着用すること) |
| ズボン | 学校規定のものとする。 |
| ベルト | 必ず着用し、色は黒・紺・茶で一つ穴のものとする。 |

[女 子]

- 冬 服 学校規定のスーツとする。ブラウスは規定のマーク(校章)入り白無地で、規定の棒ネクタイをつける。上着の下に学校規定のセーターの着用を認める。(※希望者は要購入)
規定以外は着用不可。制服を個人で補正することはできない。
- 夏 服 学校規定の白無地、半袖開襟シャツでマーク(校章)入りとする。
- 合 服 学校規定のベストの着用を認める。(※希望者は要購入)
- スカート丈 膝蓋骨(膝頭)が隠れる長さとする。
- スラックス 学校校規定のものとしベルト(黒・茶・紺で一つ穴)を必ず着用する。スカートとの選択可とする。
- ストッキング 肌色のものとする。
- タイツ 防寒のためのタイツの使用を認める(期間は10～3月)。色は黒で厚手のものとする。入学式、卒業式、創立記念式典ではタイツを着用しない。

[男女共通]

- 靴 下 白、黒の単色(両側ワンポイント可、くるぶしが出る短いソックス・ハイソックス禁止)。
- 通学靴 ひも付きシューズまたは黒のローファー靴とする。
- 野外活動帽 学校規定のものとする。
- 防寒着 学校規定のダッフルコートとする。室内では着用しない。(希望者は要購入)
- 防寒具 登下校時にネックウォーマーの着用を許可する。環状で色は単色無地で、マフラーは着用しない。また、登下校時のみ手袋を許可する。
- 上履き 学校規定のものとする。
- カバン 学校規定のものとする。
- サブバック 学校規定のものとする。
- ネームプレート 校内では左胸に必ず着用する。
- 体操服 学校規定のマーク(校章)・名前入りのものとする。
- 体育館シューズ 学校規定のものとする。
- グラウンドシューズ 学校規定のものとする。
- その他 日よけ用のアームカバーは単色のものを許可する(登下校時のみ着用可)。

3 頭 髪

流行にとらわれずに常に清潔を心掛けるようにする。

[男 子]

- (1) 前髪は自然な状態で目にかからないこと。
- (2) 側頭の髪は自然に垂らして耳にかからないこと。
- (3) 後髪が襟にかからないこと。
- (4) もみあげの長さは耳の中間までとする。
- (5) 極端な段差をつけず、頭頂部の髪は横髪にかぶらないようにすること

[女 子]

- (1) 前髪の長さは目にかからないこと。
- (2) 後髪が襟のラインより下にかかる時は、1つか2つに根元から結ぶ。
(編み込み等禁止。ゴム、ヘアーピンの色は黒、紺、茶 ヘアーピンは最少限の使用とする)

※男女共通禁止事項

- (1) 頭髪は自然な状態で手を加えないこと。
(ワックスなどによる整髪、パーマ・脱色・染色など禁止)
- (2) 眉は抜く、剃る、短くするなどして、極端な形にしない。

その他

- (1) スポーツ用含むネックレスやブレスレット、ピアスやミサンガなどつけない。
- (2) ファンデーション、色つきの日焼け止め、色つきリップ、マスカラ、アイプチ、マニキュア・ジェルネイル等の化粧は禁止。

4 携 帯 品

- (1) 学業に必要なもの以外は絶対に持ってこない。(貴重品・多額の金銭等不要なもの)
- (2) 携帯電話等の機器の持ち込みについては、別に定める使用規定による。使用規定に違反した場合は指導を行う。
- (3) 所持品にはすべて記名する。
- (4) カバン等に他人のものと区別するために付けるキーホルダー類は、一つまでとする。

5 下校時間

生徒の下校時間は終礼後 30 分以内とする。ただし、部活動生徒は下記の通りとする。

- (1) 夏時間(3月1日～11月30日)
19時30分 完全下校
- (2) 冬時間(12月1日～2月末日)
19時00分 完全下校
(ただし、指導者の監督の下30分の活動延長を許可する。)

6 通学上の諸注意

- (1) 余裕を持って登校すること。
- (2) バイク、自動車の免許取得は禁止する。
(3年生については就職決定者で届け出た者に関して、必要と認められる者については許可することもある。)
- (3) バイク通学は厳禁とする。また、保護者による登下校の送迎は特別な理由がない限り、原則認めない。(近隣への配慮および混雑防止)特別な理由がある場合は申し出て許可証をもらうこと。
- (4) 自転車通学は許可制とする。
- (5) 列車、バス通学者は交通道徳を守り、困っている人などには温かい思いやりを持つこと。列車・バスの乗降には十分注意し、安全に心掛け、公共施設を利用していることを自覚し周囲へ不快感を与えないように十分注意する。
- (6) 登下校には制服・制靴をきちんと着用し、本校生徒としての誇りを持ち行動をする。
- (7) スマートホン・携帯電話を使用しながら通学をしない。

7 自転車通学注意事項

- (1) 交通事故を起こさないようにルール・マナーを守り、安全運転を心掛ける。
 - ア 自転車乗車時は、ヘルメットを着用すること。
 - イ 信号無視・夜間無灯火・二人乗り・傘差し運転の禁止。
 - ウ 並列走行等迷惑をかける運転をしない。
 - エ 自転車専用通行帯が設けられた道路では、基本的に自転車専用通行帯の中を通らなければならない。(左側通行を厳守する。)
- (2) 校内では自転車を押して通行する。(校内での乗車は厳禁)
- (3) 校内では指定された場所に駐輪し、必ず2カ所以上施錠すること。
 - ア 近隣の公園、一般道路等の駐輪、校門付近の駐輪禁止。
 - イ 駐輪場からはみ出し駐輪の禁止。
 - ウ 最初に指定された位置に駐輪する。
- (4) 禁止通学路
 - ア 高速道路小倉東インター出入口付近のバイパス
 - イ 田原中学校横の道路及び文化記念公園方面からの登校
(※入学時に配付された『新入生自転車通学について』を参照)
- (5) 自転車のステッカーは指定された場所にきちんとつける。
 - ア サドルの付近等後ろからよく見える位置につける。
 - イ ステッカーの紛失、自転車の買い替え等の場合はステッカーを再購入する。
- (6) 自転車の整備(安全点検)は常に行う。

使用する自転車のブレーキ、ライト、鍵、タイヤの空気圧等の整備を常に心掛ける。

[自転車通学の許可条件]
夜間時ライト点灯、ブレーキ、鍵(2カ所)、合羽等(レインコート)、ヘルメット、ステッカー
- (7) 交通事故が発生した場合は、速やかに学校・保護者等・警察に連絡し、担任を通じて「事故報告書」を提出する。
- (8) J R通学者が自転車通学を希望する場合は、下曽根駅・学校間の自転車による通学を認める。ただし、下曽根駅自転車駐輪場(有料)を利用し、本人及び保護者の責任の下、管理を行うものとする。通常の自転車通学と同じく許可制とする。
- (9) 無許可での登校、指定場所以外の駐輪、自転車の二人乗り等、違反者については、学年指導を行う。また、違反を繰り返した者、特に悪質な違反を起こした者は、許可を取り消すこともある。

(10) その他

- ア 踏切では必ず手前で止まり、安全確認後横断する。
- イ カーブ、交差点 [曲がり角] の進行および車線変更の際は徐行運転をする。
- ウ 登校時は校門前で下車後左車線を押す。
下校時は校門まで左車線を押し校門外に出る。

8 校外生活

- (1) 生徒証明書は常時携行する。
- (2) 不健全な場所へ出入りしない。
- (3) 飲酒, 喫煙等有害行為は絶対にしない。
- (4) 外泊をしない。
- (5) 夜間の無用外出はしない。
- (6) アルバイトは原則として禁止する。

9 諸願届と手続き要項

- (1) 忌引, 欠席, 欠課, 遅刻, 早退届……………生徒[保護者]→担任

※連絡については、本校のホームページの『小倉東高校 欠席・遅刻連絡等フォーム』からも連絡が出来ますので利用してください。

- (2) 外出許可願……………生徒→担任
- (3) 住所変更届……………生徒[保護者]→担任→事務室
- (4) 紛失, 盗難, 拾得, 事故届……………生徒→担任→生徒指導係
- (5) 異装許可願……………生徒[保護者]→担任
- (6) 自転車通学届……………生徒→担任→生徒指導係
- (7) 自動車学校入校許可願……………生徒[保護者]→担任→生徒指導主事
- (8) J R, 西鉄, モノレール等割引, 定期……………生徒→事務室
- (9) 学割 [旅行届] ……………生徒[保護者]→事務室→生徒→担任
- (10) アルバイト許可願……………生徒[保護者]→担任→生徒指導主事
- (11) その他……………担任に相談する